

令和7（2025）年度第1回那須塩原市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和7（2025）年7月31日（木）  
午後2時～3時35分

場 所 那須塩原市役所 本庁 303会議室

1 出席委員

(1) 被保険者を代表する者

幸田 理雅、真船 美津枝、川上 安雄、寺戸 博道、池沢 きそ子

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者

瀧田 雅仁、澤田 麻希

(3) 公益を代表する者

人見 和夫、菊地 裕子、平井 正美、加藤 拓央、高澤 寛人

(4) 被用者保険等保険者を代表する者

金子 哲也

2 欠席委員

(1) 保険医又は保険薬剤師を代表する者

原 孝志、森山 俊男、武田 敏康

3 説明に参加した者

保健福祉部長 板橋 信行

国保年金課長 江連 宣仁、同課長補佐兼管理係長 横山 純一、

同課国保年金係長 人見 栄作、

同課主事 高野 優輝、川崎 涼聖

課税課長補佐 星野 卓央

収税課長 相馬 和男

高齢福祉課主査 相馬 和也

健康増進課長補佐兼健康増進係長 根本 カヨ

4 書 記

国保年金課主事 高野 優輝

5 会議録署名人選出

池沢 きそ子委員、人見 和夫委員

6 議題

【報告案件】

(1) 令和6（2024）年度国民健康保険特別会計決算について

(2) データヘルス計画に基づく令和6（2024）年度保健事業の実績について

(3) 子ども・子育て支援金制度について

(4) 国民健康保険税賦課限度額の改正について

(5) その他

【議事録】

1 開会

2 会長挨拶

(省略)

3 副市長挨拶

(省略)

4 事務局自己紹介

5 議事録署名人選出

池沢 きそ子委員、人見 和夫委員

6 議題

〈報告案件〉

(1) 令和6(2024)年度国民健康保険特別会計決算について

—事務局から資料説明—

○委員

この決算資料では出てこないのかもしれないのですが、国民健康保険税の滞納額はわからないのでしょうか。また、滞納している人はどういった人か、この前の選挙でも話題になった外国籍の方の滞納状況はどうかわかる方法はありますか。

○事務局

令和6年度の決算の滞納額と言うことで、現年度分の滞納額と過年度分の滞納繰越額がございます。過年度分の滞納繰越額の調定額ベースですと、概数で3億8400万円程度でございます。滞納の原因ですが、現場で見ていると昨年と収入が大きく減ってしまったことで滞納してしまうとみております。あと中にはちょっとなかなか納税意識があまりないというような方もいらっしゃいます。外国籍の方については把握をしてございません。

○委員

昨年も同じような質問した記憶があるのですが、外国籍の方がどれくらいいて、どれくらい滞納しているかを市民としては記載して欲しいと思うのですが、資料の掲示は難しいでしょうか。

○事務局

日本国籍、外国籍の方という整理はしておらず、私達はもう滞納してしまった場合は、日本人であろうと、外国籍の方であろうと滞納処分ということで、財産調査それと差し押さえとそういった手続きを踏んで取り立てをしているものです。繰り返しますが、国籍による区分けはしておりません。

(2) データヘルス計画に基づく令和6(2024)年度保健事業の実績について

—事務局から資料説明—

○委員

健康増進ということで、国保加入の方にいろいろな取り組みをされていると思いますが、病気になる手前、また病気になって重症化することを予防する取り組みとしていただけていると思うので、国保加入者そして市民の方の健康のため、引き続き事業を実施していただきたいと思いますが、特に7ページの糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業では、6か月間、生活習慣の改善を指導しながら、かかりつけ医に対面で結果報告を行っているということで、こちらは大変素晴らしいと思いました。1点質問ですが、4ページ5ページの特定健康診査、人間ドックの受診率が良い傾向ですが、希望する人は皆さん受診できているかお聞きしたいです。

○事務局

特定健診の受診券に関しましては、40歳以上の国保加入者の方全員に送付をさせていただいておりますので、漏れなく送付できているのではないかと思います。受診の無い方には、2・3度勧奨をしておりますので、希望する皆さんは受診できているかと思います。

○委員

集団検診について、日程を組んで公民館とかで実施をすると思いますが、その日程に余裕はあるのでしょうか。会場がいっぱいでお断りをしているケースはあるのでしょうか。

○事務局

集団検診の回数に関しては、全回106回、4月から11月末で106回設定しております。会場によって上限人数は限られるんですが、この段階で受けられないというところはないので大丈夫かと思います。

○事務局

人間ドック、脳ドックの助成について、特定健診と重複して受診することはできません。窓口にきていただいて個別に申請いただき、利用助成券等を発行してご利用いただいております。申請された皆様は、個別に病院を予約し、スケジュールを組んで受診いただいているので、基本的には皆さん、受診いただいているかと思います。

○委員

市町によっては、年度当初から集団検診の会場が全部埋まっていて、集団検診を受けられないケースもあるため、那須塩原市は余裕をもってやっていたらいいので、引き続きそうして欲しいと思います。

○事務局

追加ですが、集団検診の他に、医療機関で個別の健診もしっかり来ていただいておりますので、その点を付け加えさせていただきました。

○委員

確認ですが、主治医のところ特定健診を受けた人は人間ドックを受けられないということで良いか。

○事務局

特定健診について、受診方法が3通りあります。集団検診を受けるか個別健診を受けるか人間ドック脳ドックを受けるかの3パターンだけになります。あくまでこの3つのどれかになります。

○委員

健康度アップ事業についてなのですけれども、年間を通して100名程の方が利用されていて、この内容を見ると週に2回3か月ということなんですけれども、この3ヶ月が終わった後も引き続き同じ場所でやっていたり自身で散歩したりとかっていうような、継続性がどの程度になってるのかなってところは。

○事務局

健康度アップ事業に関しましては、年度におきまして各個人1回の申請になっております。この3ヶ月の1コースを修了していただくと、後は自身で選択いただいて、そういった施設を継続して利用していただくなり、ご自身で運動を継続していただくなどの形をとっていただいております。事業実施に当たりましては、終了時にアンケート調査をしておりますので、今後も運動を続けて行きたいなどの前向きなご意見をいただいておりますので、運動を続けてくれているのではないかと考えております。

○委員

やはり継続することに意義があるというところなので、そこも促していけるように関わっていただけたらと思います。

### (3) 子ども・子育て支援金制度について

—事務局から資料説明—

○委員

未就学児から18歳未満の子どもたちの軽減は考えてないということによろしいでしょうか。

○事務局

未就学児から18歳未満の子ども達の均等割は0円になります。その0円になった分を18歳以上の方たちに賦課する形になります。要は、子ども子育てのための収税なのに子どもから取るのはおかしいという考えです。しかし、取らない分も計算はしまして、18歳以上の方に負担いただくものでございます。

○委員

それだと親の負担は変わらないのではないかと。

○事務局

親だけでなく、18歳以上の方に負担いただくものでございます。

○委員

今の話だと、収入に関わらず課税をされることか。

○事務局

所得がない場合、所得割については課税されません。

○委員

18歳以上の学生は、収入が無くても一人暮らしをしている場合は課税されるのか。

○事務局

そういった方でも課税はされます。しかし、今回の子ども子育て支援金制度とは別に、マル学という制度がございます。この制度は、就学の為、親元を離れて一人暮らしをする学生の方で、収入が少ない等で親御さんと実質生計をともにしている世帯の場合、学生さんが一人暮らしの世帯主であっても、親御さんに賦課がかかる制度になります。

○委員

例えば、市外に親御さんが住んでいて、お子さんが那須塩原市に住んでいる場合はどのようなのか。

○事務局

その場合、親御さんが住んでいる市町村に、お子さんの分の国保税も親御さんが納めることとなります。

○委員

現行でもある制度なのか。また、それは申請があった場合のみ適用されるのか。

○事務局

御見込みのとおり。

○委員

子ども子育て支援金は、一人当たりいくらかのシミュレーションであるのか。

○事務局

一人当たり月額250円で、国が公表しております。

○委員

市としては、本制度で那須塩原市の出生率が上がるとみているのか伺う。

○事務局

本制度が導入されれば、本市の出生率が上がるのではないかと考えられます。

また、既存の事業として子ども未来部の方で様々な対策をしておりますので、新制度と本市が行っている既存の子育て応援制度を合わせて相乗効果で出生率が上がって

くるのではないかと考えております。

(4) 国民健康保険税賦課限度額の改正について

—事務局から資料説明—

○委員

要するにこれは、国保税を納める人にとっては、納める額が増えるということか。

○事務局

こちらの賦課限度額は、高所得者層つまり今年度ですと、例えば医療給付費分を65万円納めていただいている人は、所得によっては66万円まで納めていただく場合があるということです。

○委員

つまり高所得者の人の負担が増えるということか。

○事務局

御見込みのとおりです。

○委員

この間、国民年金の給付額が増えたが、これにより例えば今まで2割だったものが3割になるなど、国民健康保険に限らず後期高齢者医療保険などにも影響があると思うが、これらを救済する措置はないのか。

○事務局

国民健康保険ですと、70歳未満の現役世代の方々は、一律3割負担、70歳以上ですと所得により2割の方と3割の方がおります。先ほどのとおり、年金の給付額が上がったことで負担割合が変わった等のお問い合わせをよくいただきますが、どうしても医療費を被保険者で賄うという制度ですので、所得額で負担割合が変わることについて救済措置はありませんが、そういった制度ですのでご理解をいただければと思います。

○委員

こちらの賦課限度額は、子ども子育て支援金にも発生するという点でよろしいか。

○事務局

御見込みのとおりですが、現時点で、子ども子育て支援金の賦課限度額については公表されておりませんので、お答えすることはできません。

○委員

その場合、先程のモデルケースはどのように計算したのか。

○事務局

国が医療保険加入者一人当たり平均月額を計算したのになります。

(5) その他

—事務局から資料説明—

○委員

資格確認証については、来年の3月までの有効期限になったということによろしいか。

○事務局

資格確認証については、1年間の有効期限となっておりますので、今年の8月1日から翌年7月まで使えるものを改めて交付しているものです。つまり、有効期限を延ばしているのではなく、新規のものを交付しております。

○委員

つまり7月31日までの有効期限のものは、8月からは使えないということか。

○事務局

御見込みのとおりです。

○委員

資格確認書を持っていて、8月以降にマイナンバーと保険証を紐づけた方は、資格確認書とマイナンバーカードの両方が有効になるということか。

○事務局

御見込みのとおりです。8月以降にマイナンバーと保険証の紐づけを行った方は、資格確認書とマイナ保険証の両方で受診が可能という状態が発生します。ただ、そのような方も、次年度からは、資格確認書は交付されなくなります。

○委員

一人暮らし・施設入居の高齢者の方にはどのような対応をしているのか。

○事務局

すでにマイナンバーカードで受診している方については問題ないかと思いますが、施設入居等で暗証番号の入力ができない等の状況が発生することもあると思うので、資格確認書の発行を希望の方には、申請を受け付ける形で交付を行っています。ただ、マイナ保険証は、限度額認定証の発行が不要等、基本的に資格確認書より機能が多いものになっているため、できるだけマイナ保険証の利用を勧めています。

○委員

高齢者の中には、市から通知された内容がなかなか理解できない人もいますが、こういった対応をしているのか。

○事務局

今回は保険証が発行されなくなって初めての一斉更新となり、国保年金課も多くの市民から問い合わせをいただいています。過渡期ということもあり、不明点があれば国保年金課にお問い合わせいただくよう御案内いただければ、我々もできる限り丁寧に説明をいたします。

○委員

資格情報のお知らせは、右下の切り取り線の部分とマイナンバーカードを合わせて提示することで、カードリーダーの無い病院でも受診が可能ということか。

○事務局

御見込みのとおりです。

○委員

マイナンバーカードと保険証の紐づけを行っていない人は資格確認書が交付され、その後に紐づけを行った場合は、資格情報のお知らせが交付されるのか。

○事務局

7月までに紐づけを行っている方には、今回の一斉更新では資格情報のお知らせを送付していますが、送付後に紐づけをされた方には、資格確認書が送付されているかと思いますが。そういった方や、8月以降に紐づけを行った方は、次年度の一斉更新の際に資格情報のお知らせを送付いたしますが、申告をしていただければ、一斉更新前に資格情報のお知らせを交付しております。

○事務局

本日欠席しております委員から、健康度アップ事業の実施内容等について質問を受けていたため、この場で回答させていただきます。

本事業は、運動施設を利用希望される方に、助成金を交付するものとなっております。運動の促進を呼びかけ、生活習慣病の予防を行うものとなっております。対象施設は、配布資料のとおりですが、40歳代の方々の利用が少ないため、そういった方の利用促進のため、周知方法を検討してまいります。

## 7 その他

### ○事務局

それでは事務局の方から一つ、お知らせさせていただきます。今年度開催予定の第2回、第3回の国保運営協議会の日程について事務局からご案内させていただきます。第2回は令和6年12月17日14時から、第3回は令和8年2月13日14時から、場所はこちらの303会議室となります。

## 8 閉会